

育児休業に関する同意書・申出書

1 育児休業期間に関する（１）～（３）について同意します。

（１）保育所等の入所が内定した際には、入所月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、入所月の翌月１日まで）に復職します。

（２）育児休業期間及び復職（予定）日が、（１）の復職期限以降となっている場合、育児休業を切り上げることは、勤務先と相談し、了承を得ています。

（３）入所内定した際には、育児休業証明書（※１）を入所内定後（４月入所の場合は３月の第２金曜日まで、５月以降の入所の場合は、各区役所・地区健康福祉ステーションが別に定める期日まで）に提出し（※２）、（１）の復職期限までには育児休業を切り上げます（復職します。）。

（※１）育児休業証明書は勤務先にて記載いただく必要があります。

（※２）ご提出いただいた育児休業証明書において、復職日の確認ができ次第、入所決定となります。

（※３）（１）の復職期限までに復職できない場合や、（３）のとおり育児休業証明書を期限までに提出することができない場合は、**内定の取消し**又は**利用終了(退園)**となります。

2 育児休業の延長に関する申出(次の(１)又は(２)のいずれかにチェック)

☐（１）保育所等に入所内定となった場合、１（１）のとおり復職する意向のため、通常どおりのランク等での利用調整を希望します。

☐（２）希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。（※４）

（※４）２（２）の「育児休業の延長も許容できる」を選択された場合、**利用調整にあたっての優先順位が下がりますが、希望園の定員に空きがある場合は、入所内定となります。また、申請年度内は同様の取扱いとなりますので、申出内容を変更する場合には、各月の申込締切日までにこの書類の再提出が必要となります。**

令和____年____月____日

住所_____

保護者氏名_____

（育児休業取得者）

児童氏名_____

第一希望保育所等_____